

平成29年第8回横手市議会12月定例会会議録

議事日程（第1号）

平成29年11月28日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長報告について
- 第 4 市長の当面の市政運営についての所信説明
- 第 5 諮問第 10号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 6 報告第 36号 放棄した債権の報告について
- 第 7 同意第 4号 教育長の任命について
- 第 8 同意第 5号 教育委員会委員の任命について
- 第 9 同意第 6号 公平委員会委員の選任について
- 第10 議会案第 3号 横手市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 96号 横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第 97号 横手市特別会計条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第 98号 横手市特別会計条例及び横手市財産区等財政調整基金条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第 99号 横手市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第100号 横手市市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び横手市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第101号 横手市営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第102号 横手市若者定住促進住宅貸付譲渡条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第103号 横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第104号 財産の無償貸付け及び減額貸付けについて（旧横手西中学校）
- 第20 議案第105号 権利の放棄について（高齢者住宅整備資金貸付金）
- 第21 議案第106号 権利の放棄について（高齢者住宅整備資金貸付金）
- 第22 議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市障害者支援施設大和更生園、横手市障害者支援施設ユー・ホップハウス、横手市障害者グループホーム「やがしわ」、横手市障害者グループホーム「かみたむら」）
- 第23 議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市十五野多目的集落集会所）

- 第24 一般会計予算特別委員会の設置並びに委員選任について
第25 議案第109号 平成29年度横手市一般会計補正予算（第8号）
第26 議案第110号 平成29年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第27 議案第111号 平成29年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）
第28 議案第112号 平成29年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
第29 議案第113号 平成29年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第1号）
第30 議案第114号 平成29年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）
第31 議案第115号 平成29年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
第32 議案第116号 平成29年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）
第33 議案第117号 平成29年度横手市病院事業会計補正予算（第3号）
第34 議案第118号 平成29年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）
第35 議案第119号 平成29年度横手市下水道事業会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した案件

議事日程第1号に同じ

出席議員（26名）

1 番	本 間 利 博	2 番	高 橋 和 樹
3 番	山 形 健 二	4 番	大日向 香 輝
5 番	青 山 豊	6 番	加 藤 勝 義
7 番	奥 山 豊 和	8 番	寿松木 孝
9 番	播 磨 博 一	10番	鈴 木 勝 雄
11番	立 身 万 千 子	12番	菅 原 亀 代 嗣
13番	菅 原 正 志	14番	齋 藤 光 司
15番	佐 藤 誠 洋	16番	高 橋 聖 悟
17番	木 村 清 貴	18番	塩 田 勉
19番	佐々木 喜 一	20番	遠 藤 忠 裕
21番	小 野 正 伸	22番	佐 藤 清 春
23番	佐 藤 忠 久	24番	土 田 百 合 子
25番	阿 部 正 夫	26番	菅 原 恵 悦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（32名）

市 長	高 橋 大	副 市 長	石 山 清 和
副 市 長	藤 本 和 宏	教 育 長	伊 藤 孝 俊
総 務 部 長	小 丹 茂 樹	総 合 政 策 部 長	三 浦 淳
ま ち づ ぐ り 推 進 部 長	高 橋 征 徳	市 民 生 活 部 長	佐 藤 均
健 康 福 祉 部 長	佐 藤 亮	農 林 部 長	佐 藤 誠 悦
商 工 観 光 部 長	小 田 嶋 利 宏	建 設 部 長	渡 部 幸 伸
上 下 水 道 部 長	小 原 信 美	教 育 総 務 部 長	見 田 貞 一 郎
教 育 指 導 部 長	高 橋 玲 子	消 防 長	大 石 義 孝
市 立 横 手 病 院 事 務 局 長	浮 嶋 優 子	市 立 大 森 病 院 事 務 局 長	村 上 伸 夫
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	栗 田 律 子	総 務 部 次 長 兼 人 事 課 長	佐 藤 雅 義
総 務 部 次 長 兼 秘 書 広 報 課 長	辻 正 憲	総 合 政 策 部 次 長 兼 経 営 企 画 課 長	村 田 清 和
ま ち づ ぐ り 推 進 部 次 長	加 賀 谷 秀 昭	財 政 課 長	佐 藤 勉
横 手 地 域 局 長	佐 越 和 之	増 田 地 域 局 長	高 橋 功
平 鹿 地 域 局 長	國 安 清 久	雄 物 川 地 域 局 長	高 橋 宣 之
大 森 地 域 局 長	長 谷 山 達 夫	十 文 字 地 域 局 長	高 橋 栄 逸
山 内 地 域 局 長	中 村 広 幸	大 雄 地 域 局 長	戸 田 勝 己

事務局職員出席者

事 務 局 長	高 橋 嘉	主 幹	菊 池 覚 也
総 務 係 副 主 幹	菅 原 ゆかり	議 事 調 査 係 副 主 幹	小 田 嶋 あけみ
議 事 調 査 係 副 主 査	菅 原 義 隆		

◎開会及び開議の宣告

○齋藤光司 議長 おはようございます。

ただいまから平成29年第8回横手市議会12月定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○齋藤光司 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、3番山形健二議員、4番大日向香輝議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○齋藤光司 議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12月13日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は16日間と決定をいたしました。

◎議長報告について

○齋藤光司 議長 日程第3、議長から議長報告、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されたので、お手元に配付をしております。

◎市長の当面の市政運営についての所信説明

○齋藤光司 議長 日程第4、市長より当面の市政運営についての所信説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 おはようございます。平成29年12月横手市議会定例会の開会に当たり、市政運営に関する基本的な考えとして所信を述べさせていただくとともに、当面する市政の重要課題についてご説明申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、このたびの任期満了に伴う市長選挙におきましては、多くの市民の皆様からご支持を賜り、引き続き横手市のかじ取り役を担わせていただくこととなりました。市民の皆様よりいただきました期待と信頼にしっかり応え、これまで頂戴いたしましたさまざまなご意見、ご提案を横手の発展につなげるべく、力の限りを尽くして職務を遂行する所存でございますので、よろしくようお願い申し上げます。

また、このたび横手市議会議員にご当選された皆様にお祝いを申し上げますとともに、市の豊かな未来の実現に向けてご活躍されますことを心より期待しております。

さて、私は2期目の市政運営に当たり、1期目に掲げてまいりました「産業を育成し雇用を創出する」、「農地山林フル活用」、「人口減少に歯どめを」、「安全と安心に支えられたまちづくり」、「活気あふれる充実した市民生活を」の5つの政策理念に加え、地域の活性化につながる集いの場を整備すべく、「にぎわいの創出」を6番目の政策理念として位置づけました。

産業育成を掲げた第1の政策理念につきましては、これまで地元企業の育成を目的とした入札制度改革やIT関連企業の立地優遇制度の創設などに取り組んでまいりました。今後はさらなる企業力の向上を図っていただくため、優秀な人材の確保や職業能力開発を積極的に支援してまいります。雇用の場の創出に直結する企業誘致活動につきましては、当市に進出いただいた企業や市内外の企業、関係者の皆様とのかたい信頼関係をもとに、個別企業の動向を素早く把握し行動に移すことで、結果に結びつけてまいりたい所存であります。

第2の政策理念につきましては、農業創生大学事業を軌道に乗せ、複合農業の推進と大規模農業経営者の育成、担い手確保に努めるとともに、戦略的な支援による強固な産地化を推し進め、日本一の複合農業産地となることを目指してまいります。また災害被害の軽減につながる森林対策についても、継続して取り組んでまいります。

横手版総合戦略に位置づけ重点的に推進しております人口減少対策につきましては、子育て環境が整う当市の強みを生かし、子育て中の市民の皆様が豊かで充実した生活を送ることができるよう、さらなる保育・教育環境の整備を促進するほか、若者の出会いの場や機会の創出にも積極的に取り組んでまいります。

ここ数年、全国的に発生頻度が高まっている異常気象や自然災害への対策につきましては、大雨災害に見舞われた当市にとりましても非常に重要な課題と強く意識しております。安全と安心に支えられたまちを実現するためにも、豪雪対策も含めた社会基盤の整備や消防署再編などにより、防災・危機管理体制、消防機能の強化を図ってまいりたいと考えております。

活気あふれるまちづくりを目指す第5の政策理念につきましては、地域の特色ある活動を積極支援しながら、スポーツや地域の文化・伝統を通じた生涯学習活動を促進するとともに、女性の視点や発想を生かした施策を展開するため、女性が活躍できる機会をふやしてまいります。さらに市民の皆様を初め当市を訪れる多くの皆様の利便性向上を目指し、交通インフラの整備やIT環境の拡充に努めてまいります。

なお、このたびの私は、新たな政策理念として「にぎわいの創出」を掲げました。これは人口減少や少子高齢化が進み厳しい財政状況が続く当市ではあるものの、今ここにある豊かな自然や文化、資源を最大限有効活用し、市民の皆様が横手に住む喜びを感じられる機会を創出することこそが、地域の誇りや郷土愛を育むことにつながることを確信しているからであります。2期目の市政運営に当たりまして

は、十文字地域局周辺エリアなどの開発を進めるほか、JR横手駅東口エリアの整備や、防災機能をあわせ持つ多目的総合施設の建設に関しましても、実現の可能性などについて検討してまいります。

私は、これまでの4年間、市民の皆様や出身者の皆様が誇りと愛着を抱けるまちづくりを進めるとともに、当市に住んでおられない皆様にも住みたいまちとして選んでいただけるよう、横手の底力を引き出し、地域の活力や知名度を高めるさまざまな施策を展開してまいりました。横手を愛する皆様が横手の未来を常に意識しながら持てる力を結集することで、全国の皆様に愛され誇れるまちが築かれるものと強く信じております。

これまで頂戴いたしましたさまざまなご意見、ご提案に耳を傾けながら、これからの4年間、横手の豊かな未来の実現に向け、市民の皆様、議員の皆様とともに積極果敢に挑戦してまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、平成30年度予算編成方針について申し上げます。

平成30年度の予算編成に当たりましては、市の総合計画・総合戦略上の基本目標である「働く場が充実し、みんなが元気に暮らし続けられるまち」、「安心して子どもを産み育てられ、みんなが笑顔で住み続けられるまち」の実現を目指し、7つの政策、34の施策を着実に推進するとともに、新たな課題にも積極的に取り組むよう指示したところであります。

特に重点的に取り組む事項といたしましては、これまでの「産業育成・雇用対策」や「若者・子育て世代への支援による人口減少対策」などに加え、新たに「災害に強い、安心して暮らすことのできるまちの実現」と、「よこての特色を生かし、市民・民間と手をたずさえて、地域活力を共に創るまちの実現」の2項目を掲げました。これは災害による被害拡大を防ぐ減災への取り組みや地域防災力の向上を推進するとともに、新たな地域づくり組織を立ち上げていく過程において協働意識の高揚を図り、地域の活力を地域づくりにいかんなく発揮いただくことで、市の均衡ある発展を目指すものであります。平成30年度については、これら喫緊の課題に重点的に取り組み、持続可能な地域社会の構築につなげてまいります。

来年度の歳入につきましては、普通交付税の合併算定替え特例終了3年目となり、今年度の決定額よりもさらに5%程度の減少が見込まれるなど、引き続き厳しい状況となりますが、財政調整基金を初めとする各種基金を積極活用することで、必要な一般財源を確保することとしております。

歳出につきましては、現在、重点的に取り組んでおります農業創生大学事業や、増田まんが美術館整備事業における施設改修工事を完了させるほか、十文字地域小学校統合事業など大型事業の本格着工により、普通建設事業分で50%余りの増額を見込んでおります。

限りある経営資源を有効活用し、効率的・効果的な施策の展開を図るためにも、前年度事業の行政評価結果に基づく施策の選択と集中を確実に推進し、市の豊かな未来につなげる平成30年度予算としてまいります。

次に、平成29年度事業などの進捗状況について申し上げます。

まず、自然災害及び農業被害への対応状況についてでございますが、7月の大雨被害に関する建物被害につきましては、半壊4棟、うち住家3棟、床上浸水211棟、床下浸水442棟となりました。また9月20日はダウンバーストと見られる突風が発生し、横手地域及び大雄地域において住家の半壊4棟、一部損壊12棟、非住家の一部損壊など34棟の建物被害が発生しました。改めまして被災された多くの皆様には心からお見舞いを申し上げます。

なお、住家半壊などの被害に遭われた皆様には、これまで復旧に向けたさまざまな支援制度などについてご紹介申し上げますとともに、お見舞い金を渡したところであります。

さて、7月の大雨災害に関する建設関連の復旧状況であります。被災した道路及び河川のうち、比較的大規模で国庫負担申請を行った箇所につきましては、10月から11月にかけて計5次にわたる災害査定を受け、11月17日時点において事業採択件数32件、総事業費は約6億1,000万円となりました。

また、そのうち特に甚大な被害に見舞われた大森地域の寄木川の一部につきましては、原形復旧のみでは再度被災する可能性があるため、河川形状の見直しや拡幅などの改良もあわせて行う災害関連事業として、改良費を合わせた事業費約1億8,000万円で採択を受けております。今後も道路、河川及び都市公園などの公共施設の災害復旧工事について着実な事業執行を図ってまいります。

なお、住宅が被災したことにより、11月15日現在も5世帯10名の皆様が市営住宅に一時入居されており、市といたしましても引き続き支援してまいります。

また、被災された住宅の修復支援事業につきましては、11月15日現在、計136件、額にして約4,100万円の申請がございますが、いまだ申請されていない方もおられることから、申請期間を12月末日まで延長し、被災された皆様の生活再建を後押ししてまいります。

次に、農林業関連の状況についてであります。本年は春先から異常気象が続き農業被害が大変多い年となっております。5月15日の降ひょうでは、局地的にサクランボやリンゴなどに970万円余りの被害が生じたほか、9月18日の台風18号及び9月20日の突風災害では、一部の地域で果樹の落果やパイプハウスの倒壊などが発生し、2,600万円ほどの被害となりました。

農作物を初め、農地や農業用水路など農林業全般にわたり甚大な被害が発生した7月下旬の大雨災害においては、市単独の園芸作物災害復旧対策支援事業や農地農業用施設災害復旧事業、林道施設災害復旧事業について専決処分をさせていただき、早期に対策を講じたほか、国や県の災害対策事業などを活用しながら、営農再開及び継続に向けた取り組みを進めているところであります。

これから降雪期を迎え雪害も懸念されるところでございますが、農業者の皆様が安心して農業を継続できるよう、関係機関との連携を密にしながら復旧事業を確実に推進してまいります。

続きまして、秋田県未来づくり協働プログラム横手プロジェクトについてであります。

平成31年4月のリニューアルオープンを目指し、大規模改修工事中の増田まんが美術館につきましては、建物内部の解体がほぼ終わり、新たな間仕切りやエレベーターとり替えなどの工事を進めております。

11月より本格着手いたしました展示工事については、現在、まがの蔵展示室を中心とした電気設備及び空調・換気設備工事を行っており、3月末の進捗率35%達成を目標に工事を進め、平成30年11月末の完成を目指します。なお、長寿命化などを目的とした外装・外構などの工事につきましては、年度内に発注手続を行い、雪解けを待って本格着手する予定であります。

また、美術館の移動特別企画展として7月29日から10月29日までの3カ月間にわたり、増田の町並みにおいて、りぼんのふろく展を開催いたしました。観光客や漫画ファンの皆様を中心に、親・子・孫3世代の女性の皆様が来場する特徴的な企画展となり、総入場者が6,335人という盛況の中で終了しました。このような取り組みを継続することで、今後も漫画と町並みの連携を充実させてまいりたいと考えております。

続きまして、ホストタウンの推進についてでございます。

去る9月23日、インドネシア共和国バドミントン協会の役員3名の皆様が、当市の体育施設や宿泊施設の視察に訪れました。東京オリンピック事前合宿の誘致を念頭に、秋田県や秋田県バドミントン協会の関係者の皆様にも同席していただき意見交換会を開催したところ、役員の方より、オリンピック事前合宿地については年明けの1月ごろに決定したい旨、ご発言がございました。当市を事前合宿地としてご決定いただいた場合は、改めて同国バドミントン協会役員の皆様を横手市にご招待し、年度内に事前合宿に関する合意書を締結したいと考えております。

また、意見交換の際には、今年12月5日から10日にかけて同国で開催される国際交流大会スーパー・リーグ・ジュニア・バドミントンに、日本を代表し秋田県選抜メンバーを編成して出場してほしい旨、ご招待をいただきました。この大会には県と連携の上、県内の中高生から男女合わせて20人を選抜し出場することとし、当市からは横手北中学校、横手清陵学院中学校、横手城南高校の生徒6人が参加する予定となっております。今後も県内在住のインドネシア共和国出身の皆様を初め、同国と関係が深い市内企業の皆様との連携を強化し、相互交流を進めてまいります。

続きまして、ねりんぴっく秋田2017についてでございますが、9月9日から3日間にわたり開催されたねりんぴっく秋田2017卓球交流大会には、全国から70チーム、計492人が参加し、年齢を感じさせない熱戦が繰り広げられました。

会場では、横手焼きそばや味つけ御飯などを提供したほか、血管年齢測定などができる健康づくりコーナーや増田の蔵へのミニ観光ツアーなど、さまざまなおもてなし企画を展開いたしました。大会期間中に実施したアンケートには、スタッフのお出迎えの気持ちに対する感謝の言葉や、子どもたちからいただいたお手紙に感激したなどの回答が数多く寄せられ、横手のおもてなしの心を十分に感じとっていただいたものと感じております。

大会を成功裏に終えることができたことにつきまして、秋田県卓球協会を初め運営に携わっていただきました計画者の皆様、応援いただきました市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

続きまして、障害者支援施設の指定管理者制度の導入についてでございます。

平成30年度から指定管理者制度の導入を目指し手続を進めておりました障害者支援施設大和更生園、ユー・ホップハウス、障害者グループホーム2施設につきましては、社会福祉法人アヴェク・トワから応募があり、横手市指定管理者選定委員会に諮問し審査いただいたところ、当該法人を指定管理者候補者として選定した旨の答申が示されました。

これを受け、市では利用者の皆様への安定的な福祉サービスの提供、収支計画の妥当性、市の非常勤職員の処遇など、さまざまな観点から検討した結果、指定管理者制度導入による適切な施設運営が期待できるものと判断し、当該法人を指定管理者候補者として選定したところであります。

今後は、12月議会定例会における議決を経て具体的な手続に着手し、来年4月の指定管理者制度の導入を図ってまいります。

続きまして、農作物の作柄概況についてでございますが、農林水産省が公表した10月15日現在の水稻予想収穫量及び作柄概況によると、県南地域は10アール当たり576キログラムで、昨年度比27キログラム減となり、作況指数は97の「やや不良」で推移しております。一方、11月7日現在におけるJA秋田ふるさと管内の1等米比率は96%となっており、昨年度実績を4ポイント上回っております。

このことは、農業者の皆様が集落一体となった一斉防除活動や、無人ヘリ活用の薬剤散布を徹底されたことなどが効果を発揮したものと考えております。また今年度からは色彩選別機の導入や個人防除を推進する産業用ドローン資格取得補助制度を実施しており、こうした取り組みを継続しながら、関係団体の皆様との連携を強化し、さらなる品質の向上に努めてまいります。

なお、JA全農あきたの今年度のあきたこまち60キログラム当たりの概算金は、昨年比1,700円増の1万3,000円と3年連続の増額となりました。価格の上昇につきましては、飼料用米生産などに取り組む農家の増加と天候不良による全国的な主食用米不足が主な要因と認識しております。

また、平成30年度からは行政による米の生産数量目標の配分が廃止となり、農業者及びJAなど出荷業者の皆様が主体となって、需要に応じた生産量を決定する仕組みに変更となります。市といたしましては、市農業再生協議会を通じてJAを初め出荷業者の皆様へ米生産の参考目安を提示し、農業者が集荷業者と相談しながら米の生産量を判断できるよう取り組みを進めていくこととしております。関係者の皆様には、今後とも国や県からの情報を速やかに提供してまいります。

スイカにつきましては、6月の低温に伴う生育のおくれに加え、7月の大雨による病気の発生により大幅な減収も予想されましたが、農業者の皆様の懸命な努力の結果、販売額は約10億7,000万円となり、前年実績の80%水準で推移することができました。

収穫が終了したブドウのJA秋田ふるさとにおける精算済みの出荷実績は、10月31日現在、数量が235トン、販売額で9,156万円となっており、現段階においては前年度比約75%の水準となっております。

リンゴについては、主力のふじの出荷が始まっております。9月以降の天候不順が心配されましたが、収量、単価ともほぼ平年並みに推移しており、今後の販売に期待しているところです。

また、国の産地パワーアップ事業を活用し、製造能力の向上を目的にJA秋田ふるさとが整備を進め

ているジュース加工場につきましては12月の完成を予定しており、新たな需要にも応えられる設備が整うことで、農業者の皆様のさらなる所得向上につながるものと期待しているところであります。

県が今年6月の補正予算により、東京中央卸売市場における年間販売量、販売額、販売単価の全国1位を達成目標に創設した秋田のしいたけ販売三冠王獲得事業については、現在、市内の10の経営体が実施しており、新たな技術を活用した栽培施設の整備など総事業費約5億円を予定しております。県内1位のシイタケ生産量を誇る当市においても、協調助成などを実施し、県やJAなど関係機関の皆様と連携しながら、取り組みを確実に進めてまいります。

続きまして、雪対策についてでございます。

今年度の除雪体制につきましては、例年同様に早朝の降雪に備えて、11月1日には出動が可能な体制を構築しております。今冬も安全な交通の確保と作業事故の防止に向け、効率的できめ細やかな除雪作業に努めてまいります。

また、今年度で終了となる横手市総合雪対策基本計画につきましては、現在第2期計画の策定に向け、各地域の団体や関係機関などと相互連携を図りながら作業を進めているところであります。今後もみんなで作る安全・安心な雪国横手の方針に基づき、雪関連施策の構築に取り組んでまいります。

続きまして、横手市公共温泉施設の民間譲渡に向けた取り組みについてでございます。

7月の交渉事業者決定後、施設譲渡に向けた調整、協議を経て、10月31日、さわらび、ゆーらく、鶴ヶ池荘、雄川荘、えがおの丘、大森健康温泉の6施設について譲渡候補者を正式決定いたしました。

ゆーらくにつきましては、営業形態の変更が予定されておりますが、その他の施設に関しましては、一部、利用料金や営業時間の変更などが見込まれるものの、おおむね現在のサービスを継続するとともに新たなサービスも提供される計画となっております。

なお、民間譲渡に係る関係議案に関しましては、本定例会への上程を予定しておりましたが、共同事業体の候補者が新規法人を設立する予定であるため、その設立までの期間の関係により、1月の臨時議会に上程し、ご審議いただきたいと考えております。

一方、民間譲渡がかなわなかった3施設につきましては、このたびの市長選挙を通じ、譲渡候補者のある施設同様、市民の皆様にとりまして大切な施設であることを改めて認識いたしました。したがって、今後も民間譲渡に向けた取り組みを継続するため、当面の間は市において運営してまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、今議会に提案しております一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、ふるさと納税PR事業、河川等災害関連事業、林道施設災害復旧事業などが主な内容となっております。補正額は5億8,330万円の増額で、補正後の歳入歳出の予算総額は543億4,272万円です。主な事業と事業費を申し上げますと、ふるさと納税PR事業6,307万5,000円、自立支援給付費7,822万円、河川等災害関連事業2億400万円、林道施設災害復旧事業7,200万円、ふるさと応援基金積立金1億90万円などです。

終わりに、今議会に提案しております案件につきましては、諮問案件1件、報告案件1件、同意案件3件、条例一部改正案件8件、その他の案件5件、平成29年度一般会計補正予算案など補正議案11件の合計29件であります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。所信説明といたします。

◎諮問第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○齋藤光司 議長 日程第5、諮問第10号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第10号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第10号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 諮問第10号人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員候補者として次の方を法務大臣に推薦いたしたく同意を求めるものでございます。

ご住所は横手市十字町にお住まいの澁谷公子氏でございます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものでございます。よろしくお願ひいたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第10号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第10号は原案のとおり答申することに決定をいたしました。

◎報告第36号の上程、説明、質疑

○齋藤光司 議長 日程第6、報告第36号放棄した債権の報告について、報告を求めます。

総合政策部長。

○三浦淳 総合政策部長 それでは、ただいま議題となりました報告第36号放棄した債権の報告について
をご説明申し上げます。

議案書1ページをごらんいただきたいと思います。

本件でございますが、横手市債権の管理等に関する条例第13条第1項の規定により、市の債権を放棄
しましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

それでは、2ページをごらんいただきたいと思います。

今回放棄した債権の名称でございますが、墓園管理手数料でございます。金額、人数及び件数につ
いては記載のとおりでございます。

放棄の根拠となる条項については、本条例第13条第1項第3号の破産法等に基づくもの及び同条同項
第1号に規定する生活困窮等によるもので、いずれも本年11月1日付で放棄を決定したものでございま
す。

報告、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第36号の報告を終わります。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○齋藤光司 議長 日程第7、同意第4号教育長の任命についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を
省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第4号は委員会の付託を省略することに決
定をいたしました。

説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 同意第4号教育長の任命について。

横手市教育委員会教育長に次の方を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

住所は横手市前郷一番町にお住まいの伊藤孝俊氏でございます。

提案理由といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同
意を求めるものでございます。

なお、今回は教育委員会制度改革に伴います任期3年の新教育長制度による任命となります。よろしくご審議お願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第4号を起立により採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○齋藤光司 議長 起立全員であります。したがって、同意第4号はこれに同意することに決定いたしました。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○齋藤光司 議長 日程第8、同意第5号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 同意第5号教育委員会委員の任命につきまして、横手市教育委員会委員に次の方を任命いたしたく、議会の同意を求めますのでございます。

住所は横手市増田町にお住まいの二階堂衛氏でございます。

提案理由といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求めますのでございます。よろしくお願いたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第5号を起立により採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○齋藤光司 議長 起立全員であります。したがって、同意第5号はこれに同意することに決定いたしました。

◎同意第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○齋藤光司 議長 日程第9、同意第6号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第6号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 同意第6号公平委員会委員の選任について。

横手市公平委員会委員に次の方を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

住所は横手市婦気大堤にお住まいの近江直人氏でございます。

提案理由といたしまして、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、同意を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第6号を起立により採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○齋藤光司 議長 起立全員であります。したがって、同意第6号はこれに同意することに決定いたしま

した。

◎議案第3号の上程、説明、討論、採決

○齋藤光司 議長 日程第10、議案第3号横手市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議案第3号は議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第96号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第11、議案第96号横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。まちづくり推進部長。

○高橋征徳 まちづくり推進部長 ただいま議題となりました議案第96号横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の3ページをごらん願います。

本件の提案理由でございますが、横手市歴史的風致維持向上協議会の委員の報酬等を定めるため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものであります。

横手市歴史的風致維持向上協議会とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第11条の規定に基づきまして、本市の歴史的風致維持向上計画の策定についての協議や計画実施における連絡

調整を行うため、本年度設置予定の協議会であります。

内容についてご説明申し上げますので、4ページをごらん願います。

横手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例につきまして、別表の空家等対策協議会の委員の項の次に、歴史的風致維持向上協議会の委員の項を追加するものであります。委員の報酬の額は日額6,000円。旅費の額は横手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例、別表第1に規定する旅費相当額と定めるものであります。

附則では、条例の施行日を公布の日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第97号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第12、議案第97号横手市特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総合政策部長。

○三浦淳 総合政策部長 ただいま議題となりました議案第97号横手市特別会計条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

議案書の5ページをごらんいただきたいと思っております。

提案理由でございますが、障害者支援施設の管理を指定管理者に行わせるため、現行条例の一部を改正したいため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、次の6ページをごらんいただきたいと思っております。

本件は、来年平成30年4月から障害者支援施設である大和更生園など4施設の管理を指定管理者に行わせるための関係議案、これを本議会に提案してございまして、この後、提案説明がなされますが、これに関連する条例の一部改正としまして、第1条中、第36号障害者支援施設特別会計を削除するものでございます。

附則では、この条例の施行期日を平成30年4月1日と定めるほか、削除となる当該会計への経過措置及び資産、債権債務等の引き継ぎ先を規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第98号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第13、議案第98号横手市特別会計条例及び横手市財産区等財政調整基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総合政策部長。

○三浦淳 総合政策部長 ただいま議題となりました議案第98号横手市特別会計条例及び横手市財産区等財政調整基金条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の7ページをごらんいただきたいと思います。

提案理由でございますが、特別会計を整理統合するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法の改定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、次の8ページをごらんいただきたいと思います。

第1条では、横手市特別会計条例の一部を改正するものでございまして、第1条中、第1号横手町四町財産区特別会計、第3号横手地域財産管理特別会計から第9号館合財産区特別会計まで及び第39号金沢中野財産区特別会計を削除し、新たに第41号に財産区特別会計を設置いたしまして、前の9会計を統合するものでございます。

続いて、下段の第2条では横手市財産区等財政調整基金条例の一部を改正するものでございまして、第2条及び第4条中、それぞれの特別会計のところを財産区特別会計に改め、第4条、ただし書きを削除するものでございます。また別表中、亀田部落を亀田地区に改めるとともに、新たに横手市館合財産区財政調整基金を加えるものでございます。

9ページの附則でございますが、この条例の施行期日を平成30年4月1日に定めるほか、削除となる会計の経過措置及び資産、債権債務等の引き継ぎ先を規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番。

○2番（高橋和樹議員） 今回の財産区特別会計の統合とあわせて、当初、財産区基金の一本化も計画していたというお話を伺っておりますが、今回それはないわけです。その辺について、どなたかお答えできる方、お願いします。

○齋藤光司 議長 総合政策部長。

○三浦淳 総合政策部長 財産区の基金につきましては、残高を明示するという観点をやっぱり重視いたしまして、今回は統合せずこのままの形で各財産区の財政調整基金を個別に計上した形の調整基金条例に1財産区を加えたと、その内容としております。

○齋藤光司 議長 2番。

○2番（高橋和樹議員） その管理会というものがあるところもありますし、そういうところに限ってで

しょうけれども、今まで残高証明書の提示等々がなかったということで、不信感ではないでしょうけれども、そういう現実がありました。このたび市のほうで財産区基金の一本化も進めていきたいという当初お話があったようです。果たしてそれはできるのかなとは、今の時点でできるのかなとは非常に疑問に思ったわけですが、今回その部分がなくなったということでございました。だとするならば、これは事務機能の簡素化のみの目的ということで理解してよろしいのでしょうか。

○齋藤光司 議長 総合政策部長。

○三浦淳 総合政策部長 今、議員おっしゃられましたとおり、事務の省力化、簡素化はもちろんつながりますが、特に財産区の特別会計を一本化することで財産区の全体を俯瞰できるという形で、非常にわかりやすくなるのではないかと考えております。なおかつ財産区で一本化するわけですが、各款に分けてそれぞれの財産区を規定しますので、予算上は全て明確になるということで、その点につきましては流用もできないという形で、それぞれの財産区の予算は款として確立されるということで、このような形をとったものでございます。

○齋藤光司 議長 2番。

○2番（高橋和樹議員） わかりました。それと管理会において代理の方でしたけれども、先ほどの残高証明等の提示がなかったという部分に関して、今後、毎年度、残高証明、残高内訳資料、決算書、監査委員が報告する決算審査意見書等を管理会に報告するというふうになっているようですが、確認のためお願いします。

○齋藤光司 議長 総合政策部長。

○三浦淳 総合政策部長 今、議員ご指摘のとおり、その形で進めたいと思います。よろしく願いいたします。

○齋藤光司 議長 2番。

○2番（高橋和樹議員） それぞれ条例がありまして、管理会がありまして、本当に金沢に関しては昔は財産区議会というんですか、ということも存在しておりました。時代の流れでしょうけれども、各条例がありますので、管理会の方々も尊重しながらの改革を努めていただきたいなとお願いして終わります。

○齋藤光司 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第99号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第14、議案第99号横手市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。商工観光部長。

○小田嶋利宏 商工観光部長 ただいま議題となりました議案第99号横手市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は10ページとなります。

提案理由であります。融資あっせんの貸付限度額を改め、及び融資あっせんの対象を創業者に拡充するため、現行条例の一部を改正したく、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

今回の改正内容でございますけれども、平成20年のリーマンショック後、経過措置により貸付限度額1,500万円を2,000万円に引き上げて対応していたものを限度額2,000万円に定常化し、市内中小企業等の経営の安定化を図ろうとすること、もう1つは、融資あっせんの対象者に創業者を追加し、創業者への支援強化を図るものでございます。

それでは、内容をご説明いたしますので、議案書は11ページをごらんいただきたいと思います。

第1条では、中小企業者及び小規模企業者を、中小企業者、小規模企業者及び創業者に改め、融資あっせんの対象者に創業者を追加するものでございます。これに伴い第2条では創業者の用語の定義を、第4条では創業者の融資の資格要件を新たに定め、表により対象者を整理するものでございます。第5条では、融資あっせんの貸付限度額を1,500万円から2,000万円に改めるものであります。

なお、附則ではこの条例の施行期日を平成30年4月1日としております。

説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第100号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第15、議案第100号横手市市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び横手市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。農林部長。

○佐藤誠悦 農林部長 ただいま議題となりました議案第100号横手市市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び横手市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたしますので、議案書の13ページをごらん願います。

本案の提案理由でございますが、土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

14ページをごらん願います。

横手市市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例では、第2条第3項中、第113条の2第2項

を第113条の2第3項に改め、横手市県営土地改良事業分担金徴収条例では、第3条3項中、第113条の2第2項を第113条の2第3項に改めようとするものでございます。これは土地改良法におきまして第113条の2が新設されたことによります。既存の条番号が繰り下がったことに対応するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、両条例の規定とも平成29年9月25日から適用しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第101号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第16、議案第101号横手市営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○渡部幸伸 建設部長 ただいま議題となりました議案第101号横手市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、議案書の15ページをお開き願います。

提案理由であります。公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令及び公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い現行条例の一部を改正したいので、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

次のページをお開き願います。

改正内容ですが、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の一部改正により、条例中に引用されている条にずれが生じたことに伴い改正しようとするものでございます。条例第12条第1項中、公営住宅法施行規則第11条を第12条に、条例第14条第2項中、公営住宅法施行規則第8条を第7条にそれぞれ改めようとするものでございます。また条例第33条及び第34条につきましては、公営住宅法施行令第11条を第12条に改めようとするものでございます。

附則では公布の日から施行し、平成29年7月26日から適用することを定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第102号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第17、議案第102号横手市若者定住促進住宅貸付譲渡条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○渡部幸伸 建設部長 ただいま議題となりました議案第102号横手市若者定住促進住宅貸付譲渡条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、議案書の17ページをお開き願います。

提案理由であります。貸付期間を満了した若者定住促進住宅の一部を廃止するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次のページをお開き願います。

廃止の対象となります若者定住促進住宅13号棟は、平成14年に大森町字菅生田に設置した住宅でございます。平成15年1月1日から貸し付けを開始しており、今年の12月31日をもって15年の貸付期間を満了することになります。条例第10条の規定によりまして無償譲渡するため、別表の若者定住促進住宅13号棟の項を削るものでございます。

附則では、施行日を平成30年1月1日としてございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第103号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第18、議案第103号横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。まちづくり推進部長。

○高橋征徳 まちづくり推進部長 ただいま議題となりました議案第103号横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は19ページをごらん願います。

提案理由であります。施設の管理を市長が指定するものに行わせるいわゆる指定管理者制度ができるようにするため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものであります。

内容についてご説明申し上げますので、20ページをごらん願います。

条例第10条の次に、指定管理者制度の導入に関する条文5条を追加しようとするものでございます。

第11条では、社会体育施設の管理を指定管理者に行わせることができる規定を定めています。

第12条では、指定管理者の業務について規定しており、指定管理者は使用の許可、使用の許可の取り消し、さらに施設の維持管理に関する業務などを行うことを規定しております。

第13条では、指定管理者による管理の基準について規定しております。

第14条では、指定管理者による利用料金の承認について規定しておりまして、利用料金は指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする旨を規定しております。

第15条では、指定管理者による利用料金の減免について規定しておりまして、指定管理者は市長の承認を得て、公益上、特に必要があると認めたときは利用料金を減額し、または免除することができるしております。

22ページの附則では、条例の施行日を公布の日としております。

なお、社会体育施設設置条例におきましては、36の体育施設の設置が規定されておりますが、このたびの条例改正により、全ての施設において指定管理者制度が導入できる規定となりますが、現在、指定管理者制度の導入を検討しているのは横手体育館と横手武道館の2施設であります。これは例規規定の法則上、2施設のみを対象とする条例改正ができないことから、全ての施設を対象とした条例改正をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第104号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第19、議案第104号財産の無償貸付け及び減額貸付けについてを議題といたします。

説明を求めます。総合政策部長。

○三浦淳 総合政策部長 ただいま議題となりました議案第104号財産の無償貸付け及び減額貸付けについてをご説明申し上げます。

議案書の23ページをごらんいただきたいと思います。

最初に、貸し付けする財産でございますが、建物は旧横手西中学校の体育館部分で面積は785平方メートル。土地は横手市黒川字一本木32番地で、面積は1,066平方メートルでございます。

貸し付けの相手方でございますが、横手市安本字南御所野10番地18、横手精工株式会社、代表取締役佐々木又英氏であります。

貸付料の額であります、建物は無償とし、土地は横手市普通財産貸付料算定基準、これにより算出した額の2分の1とするものでございます。

24ページをごらんいただきたいと思えます。

貸付料を無償及び減額する理由でございますが、当該施設において航空機産業にかかわる設備等の加工事業が実施されることにより、新規の雇用が創出され、さらに今後の当該事業の拡大により市の産業振興につながるが大いに期待されるからでございます。

貸し付けの期間でございますが、契約締結の日から平成32年3月31日まででございます。市では普通財産となった空き公共施設の利活用を図るための要項に基づきまして、このたび当該施設の利用希望者を公募したところ2社の応募がありまして、利活用者選定委員会を開催し、ただいまの相手方に決定したものでございます。また、ただいまの貸付理由によりまして、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

24番。

○24番(土田百合子議員) 西中学校がこのようにまず利用してくれる業者がいて本当によかったなという気がいたしております。それで体育館を利用する場合、暖房等は設置されていなかったというふうに思っておるんですけれども、そういったところの業者との市との考え方はどのようになっていますか。

○齋藤光司 議長 総合政策部長。

○三浦淳 総合政策部長 現状のままお貸しするという形でございますので、その対応につきましては貸付契約成立後につきましては事業者が対応するという形になると思います。

○齋藤光司 議長 24番。

○24番(土田百合子議員) そういたしますと、非常にあの周辺というのは玄関の入り口入るところまで相当の距離があるわけなんですけれども、そういったところの周辺の除雪も業者がやるということになっているのでしょうか。

○齋藤光司 議長 総合政策部長。

○三浦淳 総合政策部長 入り口から施設の前までという形でございますが、その除雪につきましては事業者が対応するという形になると思います。

○齋藤光司 議長 ほかに質疑ありませんか。

7番。

○7番(奥山豊和議員) こういう公共施設を民間が有効活用していただくというのは、その方向性は否定するものではありませんが、ここの体育館、さまざまなものを保管してあったと思えます。具体的には申し上げませんが、そういったものの行方が気になるのと、条里南庁舎を民間企業に貸し出す際、後

から雨漏りが発生してそれを直すというようなことが発生しました。今、先ほどの質疑では暖房云々はそういったものは借り受ける業者は個別対応だとおっしゃるんですが、後になって、いや、ここがふぐあいがあつてとかというのが後から出されても仕方ないので、そういうことをきちっと事前に言っただいて、きちっと状況を見た上でお貸しできる、それに耐え得る状況であるのか、倉庫であったわけですから、そんなに手入れはしていないと思われませんが、きちっと会社がこういった新たな分野で事業を展開できるに堪え得る状況にあるのかどうか、2点お聞きします。

○齋藤光司 議長 総合政策部長。

○三浦淳 総合政策部長 保管している物品、現在、横手西体育館にございますが、そのものにつきましては議決をいただいた暁に契約締結後になりますけれども、事業者が議決いただいた後に、こちらで他の公共施設、普通財産化している公共施設に移転することを考えております。

それから、現在の施設の状況につきましては、本施設、平成20年に新耐震化工事を行った施設でございます。これ、現在も総合政策部の財産経営課でしっかり管理しておりますので、その部分については遺漏なく対応できていると考えております。

○齋藤光司 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第105号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第20、議案第105号権利の放棄についてを議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○佐藤亮 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第105号権利の放棄についてご説明申し上げます。

議案書の26ページとなります。

地方自治法の規定に基づきまして債権を放棄することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

債権の内容は、高齢者住宅整備資金貸付金の償還金でございます。

債務者の住所、氏名は記載のとおりでございます。放棄する額は113万2,240円。

放棄の理由でございますが、債務者及びその連帯保証人2名とも既に死亡し、債務者の相続人と連帯保証人の相続人の全員が消滅時効成立による時効の援用の申し立て書面を提出、もしくは相続放棄をしたことにより債権回収が不能となったため、債権を放棄しようとするものでございます。

この債務者でございますが、平成6年7月に同整備資金100万円を借り受けてございます。据え置き期間後、平成8年10月から平成16年9月までの返済期間となっております。この間、毎年催告、督促

等をしてございましたが一度も納付がなかったものでございます。連帯保証人2人が既に死亡してございまして、債務者も平成22年には病気で死亡したため、相続人でございます妻や子へ債権が引き継がれますのでお話をしたところ、相続放棄の手続を済ませてございました。そのため民法上で債務が相続される債務者及び連帯保証人の妻や子らへ催告と督促をすべく、弁護士とも数回相談いたしております。ただ既に消滅時効が成立していることもあって催告等は難しい状況となつてございました。生存しております債権を継承する全員が相続放棄もしくは時効の援用をしてございまして、先々月9月でございますが、最後の一人から時効の援用をする旨の書面が提出されましたので、今議会にお諮りするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第106号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第21、議案第106号権利の放棄についてを議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○佐藤亮 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第106号権利の放棄についてご説明申し上げます。

議案書の26ページをごらんいただきたいと思います。すみません、先ほど25ページを間違えてしまいました。

これは、議案105号と同じく地方自治法の規定に基づき債権を放棄することについて、議会の議決をお願いするものでございまして、債権の内容は高齢者住宅整備資金貸付金の償還でございます。

債務者の住所、氏名はご記載のとおりでございます。

放棄する額でございますが、148万3,202円です。

放棄の理由ですが、平成9年3月31日に同整備資金150万円を借り受けた債務者が平成15年1月に自己破産による免責が決定し、その連帯保証人2人も死亡してございまして、その連帯保証人の相続人全員が消滅時効成立による時効の援用の申し立て書面を提出しております。もしくは相続放棄をしたというふうになってございます。債権回収が不能となったため債権を放棄しようとするものでございます。

債務者でございますが、平成10年3月31日から平成12年度まで29万5,886円を返済してございます。ただその後、督促をしても返済がなく、平成15年1月には自己破産による免責が確定してございます。連帯保証人2名ですが既に死亡してございまして、連帯保証人お1人のほうの相続人1名からは時効の援用通知書が提出されてございます。またもう1人の連帯保証人の相続人5名から相続放棄をしたこと

が確認できましたことから、今後、債権回収が不能というふうに判断した状況でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

13番。

○13番(菅原正志議員) 債務者を保証する意味で連帯保証人立てていると思うんですけども、連帯保証人の方が先に亡くなった場合に、その連帯保証人の関係者の皆さんと保証人になっていますよといったような連絡とかはとっているものなんですか。

○齋藤光司 議長 健康福祉部長。

○佐藤亮 健康福祉部長 現在とってございます。その当時という状況なんですが、とらなかった可能性もあると認識してございます。

○齋藤光司 議長 13番。

○13番(菅原正志議員) そうしますと、現在の債権については連帯保証人と連絡はとれていて、連帯保証人の方が先に亡くなくても債務を保証できる状態になっているということによろしいでしょうか。

○齋藤光司 議長 健康福祉部長。

○佐藤亮 健康福祉部長 10年という債権の回収期間がございまして、その間、その連帯保証人等々にも相続人の方にも説明をしているという状況になってございます。

○齋藤光司 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第107号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第22、議案第107号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件について9番播磨議員は地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、審議終了まで退席を求めます。

【9番 播磨博一君 退場】

○齋藤光司 議長 説明を求めます。健康福祉部長。

○佐藤亮 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第107号公の施設の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

議案書の27ページとなります。

本案の提案理由でございますが、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定することにつきまして、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

指定管理をしようとする施設の名称でございますが、横手市障害者支援施設大和更生園、同じく横手

市障害者支援施設ユー・ホップハウス、横手市障害者グループホーム「やがしわ」、同じく横手市障害者グループホーム「かみたむら」の4施設でございます。一括して1つの団体に指定管理をさせようとするものでございます。

指定する団体の名称は、社会福祉法人アヴェク・トワ。

指定の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間としてございます。

指定管理者候補の選定に当たりましては、7月7日から8月18日まで公募を行ったところでございますが、このアヴェク・トワ1法人からの申請がございまして、9月28日に指定管理者選定委員会を開催し審査を行い、申請法人を選定する旨の答申をいただいたものでございます。その上で市としても候補者として選定をする決定をいたし、今議会に提案するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番。

○7番（奥山豊和議員） 昨年11月の説明の段階で、今回と別の法人1法人が申し込んだけれども、この法人には指定管理できないという決定をされておると思います。今回また別の法人が1法人だけ申し込まれて、今度はオーケーだということです。去年だめで、今年よかった一番の理由、お話しできる範囲でお願いします。

○齋藤光司 議長 健康福祉部長。

○佐藤亮 健康福祉部長 去年の選定委員会ということになりますけれども、選定する、要するに選定の中で採点をいたします。採点結果が満たなかったということで、去年は指定候補者としなないということに決定されたと認識してございます。今回はその採点、70点という採点目標を持ってございますので、それに合致した、70点以上とれたということで、今回はこの候補者を指定管理者としたいということに選定委員会のほうでも答申をしたということでございます。

以上です。

○齋藤光司 議長 7番。

○7番（奥山豊和議員） 70点という話ですが、であれば前回は何点だったんでしょうか。詳しい議論は常任委員会に譲りますが、見えませんよね、見せてはいけないのか知りませんが、どういう理由で前回はだめで、今回はこういう理由で何点で、ここがよくて、ここがだめだということがきちっと明らかにされないと、やはり利用者の方、親御さん、職員の皆さんの不安解消につながらないのかなと思います。そこら辺、審査の過程をもう少し明らかにして議論はできないものですか。

○齋藤光司 議長 健康福祉部長。

○佐藤亮 健康福祉部長 審査の過程でございますが、選定委員会での検討内容、要するに検討内容の概要をお示しするというところでよろしいでしょうか。

○齋藤光司 議長 答弁、部長。

○佐藤亮 健康福祉部長 失礼しました。選定委員会の中でのやりとりの内容というものを皆様のほうに概要としてお知らせいたしたいというふうに思っております。

以上です。

○齋藤光司 議長 7番。

○7番（奥山豊和議員） では、そういうきちっとしたオープンにした形で、ブラックボックスではなくて明らかにした形で、委員会で議論をお願いしたいと思います。

最後、改めてお聞きしたいんですが、先ほど市長の所信では触れていなかったもので、あえて確認しますが、歴史があって直営で運営をしてきた障害者支援施設、これを何のために民間指定管理するのか、直営ではなくて民間の法人が運営することによって、どんないいことがあるのかということを最後確認させてください。

○齋藤光司 議長 健康福祉部長。

○佐藤亮 健康福祉部長 指定管理の大きな目的でございますけれども、多様化するニーズに応えた効果的な施設の管理、そして公の施設に民間事業者の能力あるいはノウハウを活用すること、要するに施設が提供するサービスの向上、それから効率的な運営等による経費の削減等を狙って導入するものでございます。当市では既に障害者支援施設のひまわり社を市内社会福祉法人のほうに指定管理させていただいております。民間手法を取り入れた効率的な施設運営を行っていただいていると認識してございます。また県内においても障害者支援施設の自治体直営のケースというのが非常に少ない状況で、その多くは社会福祉法人において運営されている状況でもございます。

なお、公立の運営であれば報酬加算というものが非常にとれる項目が少ないという状況もございます。これが民間施設であれば報酬加算のつく項目もまた出てくるということで、運営はしやすくなるというふうに考えてございます。

以上です。

○齋藤光司 議長 7番。

○7番（奥山豊和議員） やっぱり何のためかということやびしっと堂々と言っていたかかないと、その理由が何か市から話すことによって、市のそういうFM計画というのが議論の始まりにあったようですけども、そういう感覚なのかなと。福祉として最後のよりどころとしてこれまで歴史があってやってきたものを、やはりこういう理由で民間の運営のほうがいいんだよということを堂々とびしっと語っていただかないと、やはり不安というのはぬぐい去れないと思います。そこをぜひよろしく申し上げます。委員会の議論を期待したいと思います。

○齋藤光司 議長 ほかに質疑ありませんか。

13番。

○13番（菅原正志議員） 指定管理することによって、所信表明の中にもあったんですけども、市の非常勤職員の処遇と、もしくは直営でやっていた職員の方々の今後の行き先について、今、例えば白寿

園のほうが非常に人手不足だということで困っていらっしゃる現状があるわけなんです、そういったところへのこ入れ等は考えていらっしゃるのでしょうか。

○齋藤光司 議長 健康福祉部長。

○佐藤亮 健康福祉部長 今、指定管理者候補となっている福祉法人のほうに対しましては、今いる職員、大和更生園等々の職員のほうを回したいというふうに思っております。それも職員との協議、面談も必要なんですけれども。

また、非常勤職員につきましては、この候補法人のほうで、そのままでは非常勤職員としての採用ということになるんですが、聞き取りをした結果によりますと、その後、正職員として採用したいという旨のお話もいただきましたので、その運営については大丈夫かなというふうに考えてございます。年度ごとに、うちの要するに市役所職員につきましては戻ってくる形になります。3年間のうちで戻ってくるということになりますので、その都度、その場所に対して毎年どこへ配置するかというふうなことを検討するという形になるかと思えます。

以上です。

○齋藤光司 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第108号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第23、議案第108号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。平鹿地域局長。

○國安清久 平鹿地域局長 ただいま議題となりました議案第108号公の施設の指定管理者の指定についてご説明をいたします。

議案書の28ページをお開き、お願いします。

提案理由ではございますが、地方自治法第244の2第3項の規定により、市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

公の施設の名称は、横手市十五野多目的集落集会所。

指定する団体の名称は、横手市十五野交流館運営委員会でございます。

指定の期間は、平成30年4月1日から平成37年3月31日までとしております。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

暫時休憩します。

再開時間は午後1時10分とします。

午前11時44分 休憩

午後1時10分 再開

○齋藤光司 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般会計予算特別委員会の設置並びに委員選任について

○齋藤光司 議長 日程第24、一般会計予算特別委員会の設置並びに委員選任についてを議題といたします。

本件については、一般会計予算を付議事件として25人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、平成31年12月定例会開会日の前日まで、閉会中もなお調査できることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 ご異議なしと認めます。

したがって、本件については25人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、これに付託の上、平成31年12月定例会開会日の前日まで、閉会中もなお調査できることに決定をいたしました。

ただいま設置されました一般会計予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く議員全員の25人を議長が指名いたします。

◎議案第109号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第25、議案第109号平成29年度横手市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

説明を求めます。総合政策部長。

○三浦淳 総合政策部長 ただいま議題となりました議案第109号平成29年度横手市一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明申し上げます。

予算議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,330万円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ543億4,272万円に定めようとするものでございます。

次に、第2条繰越明許費でございますが、6ページをごらんいただきたいと思います。

第2表繰越明許費のとおり、道路新設改良単独事業など8件について設定するものでございます。

次に、第3条、債務負担行為の補正でございますが、7ページをごらんいただきたいと思います。

第3表債務負担行為補正のとおり、平成29年度わかりやすい予算書印刷業務など4件を追加するものでございます。

次に、第4条、地方債の補正でございますが、続いて8ページをごらんいただきたいと思います。

第4表地方債補正のとおり、河川等災害関連事業など2件を追加し、一般会計出資債など2件について変更するものでございます。今回の補正予算でございますが、歳出全般にわたり人件費において減員、減給分の決算見込みによる補正、こちらを計上したほか、7月の大雨災害で被災を受けました林道や河川の復旧改良経費などを計上しているところでございます。

それでは、歳出の主な内容についてご説明いたしますので、17ページをお開き願います。

17ページです。

2款総務費、1項総務管理費、7目企画費で、ふるさと納税PR事業としまして6,307万5,000円を計上しております。これは、ふるさと納税の受付窓口を今年9月から1社ふやすと同時に返礼品の拡充を図ったことにより、寄附金数及び寄付額ともに大幅に増え、今後も同様に推移することが見込まれることから、一括代行業務委託料を増額するものでございます。

少し飛びまして20ページ、お開き願います。

同じく、7項まちづくり費、7目スポーツ振興費で、スポーツのまちづくり事業として301万7,000円を計上しております。これは東京オリンピック事前合宿誘致活動を続けているインドネシア共和国バドミントン協会から、来年1月には事前合宿の候補地を決定する意向が示されましたことから、この正式決定を受けた際に、その際には速やかに事前合宿に関する基本合意書、こちらを締結するため、その調印式にインドネシア共和国バドミントン協会関係者をお招きする経費を増額補正するものでございます。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で、臨時福祉給付金事業として1,407万円を計上しております。これは平成28年度の年金生活者等支援臨時福祉給付費等で事業費の精算に伴う償還金の補正でございます。

同じく、2目障害者自立支援給付費で、目の合計で9,653万円を計上しております。こちらは来年4月に試行される障害者総合支援法改正等に対応するためのシステム改修経費のほか、障害者福祉サービスや厚生医療の利用者が増えたことにより、扶助費を増額補正しておるものでございます。

続いて、21ページをごらんいただきたいと思います。

同じく、4目高齢者福祉費で高齢者生きがい活動促進事業として100万円を計上しております。これは増田地域の狙半内共助運営体が行う山菜類等の共同生産活動を通じて、高齢者みずからの社会参加、生きがいづくりを促進するための補助金の補正でございます。

続いて、22ページをお開き願います。

同じく、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費における児童福祉総務費2,435万6,000円を計上してお

りますが、こちらは前年度の子ども・子育て支援交付金の確定に伴う償還金の増額補正でございます。

同じく、3目児童措置費で子どものための教育、保育給付費として5,385万6,000円を計上しております。これは民間保育士及び幼稚園教諭等の処遇改善加算の実施及び認定こども園等を利用する子どもたちの保育料助成対象者が増加したことに伴う経費の増額補正でございます。

同じく、3項生活保護費、1目生活保護総務費では、前年度の国庫負担金の確定に伴う償還金として6,462万6,000円を計上しております。

続いて、24ページをごらんいただきたいと思います。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費で、就農支援事業として225万円を計上しております。これは秋田県会計実地検査での指摘で青年就農給付金の支給設定に誤りが判明したため、平成26年度並びに27年度の給付開始者の方7人分についての返還金が生じたものでございます。

なお、交付期間に変更がないことから、5年間の交付総額に影響はないものでございます。

続いて、26ページをごらんいただきたいと思います。

8款土木費、3項河川費、3目河川等災害管理費には、7月の大雨災害により被災した寄木川の復旧及び改良工事を行う経費として2億400万円を計上したところでありまして、あわせて繰越明許費の設定をしております。

28ページをごらんいただきたいと思います。

9款消防費、1項2目非常備消防費で、非常備消防経費として268万8,000円を計上しております。7月の大雨災害の際には多くの消防団員の皆様に出動して活躍をいただきましたが、今後の災害に備えるため費用弁償を増額補正するものでございます。

続いて、30ページをお開き願います。

下段になりますが、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費では、7月の大雨災害で市有林の小規模崩落により被災した農地の土砂撤去に係る経費といたしまして400万円を計上しております。

31ページをごらんいただきたいと思います。

同じく、2目林業施設災害復旧費では、7月の大雨災害で被災した林道7路線の復旧事業費として7,200万円を計上したところでありまして、あわせて繰越明許費の設定を行っております。

続いて、12款公債費では、元金、利子ともに元利均等返済借入資金の条件見直しを行ったことによる補正を行っております。全体としまして6,596万9,000円の減額補正でございます。

13款諸支出金、1項基金費、3目目的基金費では、ふるさと納税寄附金の収納見込み額の増に伴いまして、ふるさと応援基金積立金として1億90万円を計上するものでございます。

続いて、歳入をご説明いたします。

前に戻っていただきまして、10ページをお開き願います。

歳入のうち、14款国庫支出金では2億27万6,000円を計上しております。これは障害者自立支援給付

費負担金、河川等災害復旧並びに関連事業費補助金などによるものでございます。

15款県支出金では、7,305万4,000円を計上しております。これは林業施設災害復旧費補助金、障害者自立支援給付費負担金、施設型給付負担金などによるものでございます。

17款寄附金では、1億867万3,000円を計上しております。これはふるさと納税寄附金並びに大雨災害復興寄附金などによるものでございます。

20款諸収入では、4,119万3,000円を計上しております。これは障害者自立支援給付費と民生費関係の過年度分の追加交付金でございます。

21款市債では、1億1,090万円を計上しております。これは大雨の河川災害に係る改良事業分としての河川事業債、同じく河川災害復旧事業分としての公共土木施設災害復旧事業債、同じく大雨災害に係る林道施設災害復旧分としての農林水産業施設災害復旧事業債などがございます。

10款地方交付税では、4,919万7,000円を計上いたしまして収支の均衡を図る内容でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番。

○2番（高橋和樹議員） 12款の公債費について、二、三質問させてください。

まず、公債費の利子についてでございます。公債費の利子については、通常毎年3月議会で清算なり減額補正をしているのが一般的だと思うんですけども、今回の12月補正に出てきましたということなんですが、これは何か特別意味がございますか。

○齋藤光司 議長 総合政策部長。

○三浦淳 総合政策部長 今回につきましては、いずれ当初予算での想定利率よりも10年の起債の見直しにおきまして、非常に率が想定よりも下がっているということで今回計上したものでございまして、3月でなくて今回行った特に理由はございませんが、いずれにしても利子の減額が非常に大きかったものですから今回計上したものでございます。

○齋藤光司 議長 2番。

○2番（高橋和樹議員） 平成19年5月の借り入れの利率、1.7%で間違いないですね。間違いないと思いますんで、平成19年5月の借り入れで1.7%、29年3月31日で利率見直しで0.01%になったということで、約7,000万の減額補正なんですけれども、私が聞いているのは、これは金額が大きいから12月、今回の議会なんですか。3月議会でない理由をもう一度お願いします。

○齋藤光司 議長 総合政策部長。

○三浦淳 総合政策部長 失礼しました。若干修正をいたします。

今回の利子償還の中で元金のところの増額がございました。といいますのは財政融資資金、それから地方公共団体金融機構の資金につきましては元利均等償還となります。そのため利子下がりますと元金が10年見直しで増えてくると。相対的な形ではございます。それで元利均等の償還となります。その

ため元金が若干不足する見込みがありましたので、今回補正計上したということでございます。よろしくお願いいたします。

○齋藤光司 議長 2番。

○2番（高橋和樹議員） 元金のお話が出てきましたので追加しますけれども、元金についてもこのタイミングで補正すること自体が大変珍しいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。通常、我々一般市民が例えば家を建てるとかなんかのときに、ローンを組む際でも金融機関と十分な利子等の話し合いをして、借り入れの際も理解した上で行うことであると思うんですけれども、その金融機関とのやりとりというのはちゃんと正常にされておったんですか。

○齋藤光司 議長 総合政策部長。

○三浦淳 総合政策部長 金融機関とのやりとりについては、支障なく遅滞なく適正に履行しております。今回につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、元利均等償還の中での公債費の部分で元金が増になるという状況がございました。補正では400万円でございます。こちらを含めまして利子的には7,000万弱の減額補正がございしますが、あわせまして今回計上させていただいたということでございます。

○齋藤光司 議長 2番。

○2番（高橋和樹議員） 元金400万の増額はわかります。それはわかりますけれども、部長の説明を聞いても、ちょっとよく理解できないわけです。私なりに判断するに、今回の補正は結局財政の見通しが甘かったというふうに解釈してよろしいですか。

○齋藤光司 議長 総合政策部長。

○三浦淳 総合政策部長 当初想定では0.1%、政府関係資金、財政融資、それから、似ておりますけれども地方公共団体金融機構、それについて0.01%という形で、償還にとりましては非常に有利な形となりました。その中で我々としまして予算担当としましては、やはりリスクを見ながら動きを見ながらということで想定したところでございます。結果として0.01%ということで元金については若干の増になっておりますが、総額では6,900万強の減額になるという形で思っております。想定が甘かったというよりも、我々のほうでやっぱりリスクを考えながらセットいたしますので、そういう形の中で結果的に6,900万強の減額となったという形だと思います。

○齋藤光司 議長 2番。

○2番（高橋和樹議員） ちょっとしつこいようではございますけれども、前の話を出して申しわけないです。9月議会でも三浦部長のほうから平成27年度横手市財政健全化判断比率の修正の報告がございました。これ9月議会に。その中で議事録なんですけれども、部長からはチェックが行き届かず報告済みの数値を修正することになりましたと、大変申しわけないというふうに説明がされておりました。

トータルして言いますと、繰り返し言いますけれども、やり方としては例えばほかの自治体、ほかの団体等でもこの時期にやられているのであれば、これも納得、理解できる話なんですけれども、横手だ

けですよ。なぜ横手だけ12月なのか、やっぱりいまだにちょっと納得いかないんですが、もう一回お願いします。

○齋藤光司 議長 総合政策部長。

○三浦淳 総合政策部長 繰り返し申し上げますけれども、やはり元金の不足の見込みが出たということで、今回の補正に踏み切ったという形でございます。

○齋藤光司 議長 2番、3回超えていますので最後にしてください。

○2番（高橋和樹議員） わかりました。わかりませんが、いずれこの財政に関しては市民の皆さんの期待も大きいので、一方的ではございますけれども、財政課においては気を引き締めてしっかりと今後お願いしたいとお願いして終わります。

以上です。

○齋藤光司 議長 ほかに質疑ありませんか。

7番。

○7番（奥山豊和議員） 20ページ、スポーツのまちづくり事業301万7,000円ということですが、インドネシアのバドミントンチームが、2020東京オリンピックの事前合宿地ホストタウンに横手市が決定をまだしたわけではないですよ。この補正というのは決定をした場合に、その向こうの方々をお招きして調印するための予算だということでしょうか。まずそこを確認します。

○齋藤光司 議長 まちづくり推進部長。

○高橋征徳 まちづくり推進部長 議員のおっしゃるとおり、決定してはおりませんので、1月に決定したらこの予算を執行させていただきたいと考えている予算の内容でございます。

○齋藤光司 議長 7番。

○7番（奥山豊和議員） 午前中の市長の所信の中に、9月23日、インドネシア共和国バドミントン協会の役員3名の皆様が当市の体育施設をごらんになったというお話でした。であるならば、こういった予算というのはどこの予算を使っているのでしょうか。いまいちホストタウンに関する予算がわかりにくい。幾らかかっているのかもちょっと見えにくいという印象を持つんですが、この9月23日にインドネシアの皆さんがいらっしゃったときは、どう予算が使われたのか、お聞きします。

○齋藤光司 議長 まちづくり推進部長。

○高橋征徳 まちづくり推進部長 お答えいたします。

本年度当初予算で、ホストタウンの事業というふうなことで約200万ほど計上させていただいております。また秘書広報課のほうでシティセールスというふうなことでの予算というふうなことも計上させていただいておりますので、9月にインドネシアから来たときの経費については、ホストタウンの事業経費、さらにはおもてなしというふうなことで、シティセールスのほうの経費を活用させていただいております。

○齋藤光司 議長 7番。

○7番（奥山豊和議員） 当初予算、確かにホストタウン事業、新規で260万計上しております。シティセールスとおっしゃるんですが、そのシティセールスがホストタウンのためだけの事業ではないはずであって、だから、そこら辺の予算の使い方が非常にわかりにくい。何のためにホストタウン、インドネシアを誘致して、どんな市民にとって効果があるのか。2020オリンピック終わった後に、インドネシアをお招きしてよかったよねというふうに、みんなが納得してよかったなと思えるような事業でなければ、何のために税金を投入するのかということだと思います。ホストタウンに今までこちらからも何度も出向いていると思います。向こうからもお越しいただいています。一体どれぐらいの予算をかけてきましたか、これまで。今後、仮に決まる決まらないは相手次第ですけれども、今後どれだけ予算をかけてこのホストタウン事業をやろうというふうにお考えですか。

○齋藤光司 議長 まちづくり推進部長。

○高橋征徳 まちづくり推進部長 大変申しわけありません。昨年度からホストタウン事業について取り組んでおりますけれども、現在のところまでどのぐらいの経費になっているかというふうなところは、すみません、今資料、若干持ち合わせていなくてお答えすることができませんので、後ほど改めてお答えさせていただきたいと思います。

また、今後の経費につきましては、来年度、秋田でバドミントンの国際大会が行われるというふうな予定にもなっております。その際には、ぜひインドネシアからのチームもお招きして、さらには今年12月に横手市内の子どもたちも含めて、インドネシアのジュニアの大会に参加するというようなことになっていきますので、来年はできればインドネシアのジュニアのチームを横手市にお招きするといった形の交流も考えておまして、そういった経費も含めて検討したいと考えておるところでございます。

○齋藤光司 議長 7番。

○7番（奥山豊和議員） じゃ、そのジュニアチームも横手市のお金でお招きするということですか。だから戦略が見えないですよ。これ前、前任期もいろいろな場面でオリンピックに向けてどうなのよという議論はありました。ここで私が今、唐突に幾らかかっているんですかと言って数字が出ないのはいたし方ないと思いますが、そこら辺はきちっと委員会で議論してください。

財政にお聞きします。このホストタウン、補正予算というのはそれなりの理由があって計上するものだと私は理解しています。当初予算、本来は当初予算というものがあって、それでもいろいろな理由があって補正予算を組む。それが財政当局として理由があって補正を提案されていると思うんですが、この決まっていないものに、これから幾らかかるかわからないものに、これまで幾らかけてきたかわからないものに、なぜ300万円、今回ぼんというふうに補正を出すという決定に至ったのか、財政の考えを聞きます。

○齋藤光司 議長 総合政策部長。

○三浦淳 総合政策部長 今回のケース、確かに予測のリスクはございます。ただジュニアの方々の派遣を含めまして、非常に状況的に手応えを感じていることが1つ。それから確定してからの形の予算という

形では、非常に予算の計上、議会様への提案も含めまして大変難しいという状況がございます。今回はそのようなことも一式勘案いたしまして、300万強の金額の補正を行ったところでございます。よろしくお願いいたします。

○齋藤光司 議長 5番。

○5番（青山 豊議員） 7番議員の関連で質問いたします。

今、7番議員の質問に非常に苦しい答弁をされていますけれども、何でかわかりますか。先ほど戦略がないと言いましたけれども、私が6月の議会で一般質問した全体計画行程表をつくってくださいと申し上げました。やっぱりそれがいいからなんですよ。市長は、その6月定例会のときにこう言っています。「今、確約、確定という現実をとれているわけではないので、それが確定されましたらつくってきたいというふうに思っています」。

今、予算つけました。先を見通してつけたということですよ。先を見通しているのであれば、この全体計画あるいはロードマップも先を見通してつくるべきだと思います。これ、恐らく希望的観測ですが1月に決まると思います。決まるとするならば、市長、いつからこれはつくられ始めますか。

○齋藤光司 議長 まちづくり推進部長。

【「市長に聞いています」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 市長、いいですか。

【「市長に聞いています」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 まちづくり推進部長。

○高橋征徳 まちづくり推進部長 ロードマップにつきましては、今現在、1月に横手市に事前合宿地を決定していただけるものと期待しているところでございますので、その際にはしっかりとした今回の調印式を行うというふうな際には、しっかりと後年度のあり方、交流のあり方、さらにはそれをどう発展して市民への波及効果をもたらすのかといったところまで含めて、しっかり検討してお示しできるようにしたいと考えているところでございます。

○齋藤光司 議長 5番。

○5番（青山 豊議員） じゃ、いつまでつくりですか。オリンピック・パラリンピックまで3年切っていますよ。市民の浸透度はまだまだだって市長も6月定例会でおっしゃっています。私もそのとおりだと思います。いつまでつけるという期限がなければ市民に浸透できませんよ。いつまでつくられますか。

○齋藤光司 議長 まちづくり推進部長。

○高橋征徳 まちづくり推進部長 1月に決定になって、今のところは2月の調印というふうなところを希望として持っているわけでございますので、その2月の調印の際にはしっかりとしたものを示せるように検討してまいりたいと考えております。

○齋藤光司 議長 ほかに質疑ありませんか。

15番。

○15番（佐藤誠洋議員） ふるさと納税事業についてお尋ねいたします。

今回、歳入歳出どちらにも関連の予算が計上されておりますけれども、これは今、横手市にとってふるさと納税事業、他市町村と同じように非常に重要な戦略であるということの位置づけで行っていることと思います。その中で寄附された金額は当時歳入ということで、それを目的基金のほうに入れてくると。それで、そのためにかかった費用を当然歳出として、これを一般会計から出してくると。それでさらにもっと言うと、この事業そのものというのは横手市に入ってくる税額はもちろんこのとおりあるわけですが、出ていっている税額もあります。ですから、これ非常に戦略を持って行わないとわからないことだと思います。

そういう中で、今ちょっとその前の質問で今ホストタウン事業にもありましたように、事業というのは戦略を持って行うことが非常に重要であると、そのように思います。そのためには、このふるさと納税事業が非常にお金の出入りがわかりづらいというのがあります。ですから歳入で入ってきたやつは基金に入れておいて、費用のほうは一般会計から出すと。これをやっぱりもっとわかりやすく、例えば担当者はわかるかもしれませんが、市長が、じゃ横手市は今実際にどうなんだと。出ていく税収も含めて今現在どのぐらいの横手市にとってきちっとしたもうけと言ったらおかしいでしょうけれども、どのぐらい入ってきているのかというのが、やっぱり市民にとっても全部わかりやすくすべきだと思います。

そのためには、ちょっと長くなりましたけれども、私は特別会計ですとかそういった会計をもう少しわかりやすくすべきだと思います。あるいは、わかりやすくなる資料を常に出してもらおうですとかしないと、このふるさと納税事業が、じゃどれだけ金かけてやっていて、どれだけ歳入として入ってきているのかというのが、こっちはこっち、あっちはあっちというふうなやり方をもう少し私は改めるべきだと思いますけれども、その点について伺います。

○齋藤光司 議長 まちづくり推進部長。

○高橋征徳 まちづくり推進部長 今、議員ご指摘のとおり、ふるさと納税につきましては横手市が寄附金をいただいている部分、さらにはそれとは逆に横手市民が他の自治体に寄附をしているといった実態もございます。恐らく議員おっしゃるのは、その収支の部分についてどう考えているのかといったところだったと思いますけれども、大変申しわけございません。9月議会の決算時には横手市でいただいた寄附額と、それから横手市民が他の自治体にやった寄附額といったその収支について、しっかり確認を毎年しております。それについては横手市がいただいた寄附額が多くなっておりまして、市としてはこの歳入差し引きとしてはいただいている額が多いといった形の決算になっておりますけれども、しっかりとそういった数字を現在の制度上お示ししてできているわけではないというふうなご指摘だったと思いますけれども、まさにそのとおりだったと思います。

今までも市の内部資料といたしましては、そういった資料、持っておりますので、決算、今年度の平成28年度の決算がどうであったのかといった部分についても、機会を見てお示ししたいと思っておりますので、

さらには平成29年度につきましても来年の決算の時点では決算資料に添付するのですとか、そういったことを検討してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○齋藤光司 議長 15番。

○15番（佐藤誠洋議員） 部長の今言われたことも一つの点です。要はその差し引き、入ってきた税額と出て行った税額ということの話もありますけれども、私は一番、今回問題にしたいというのは、横手市というか、必ず事業を行うわけです。要は目的があって、その投資効果を考えて事業を行うわけですけれども、大抵の場合はその事業効果というのは数字であらわれてきません。なかなかわかりづらい。けれども、このふるさと納税事業に関しては数字でわかるわけですよ、きちっと。わかることでしたらわかるように示したほうがいいんじゃないかということが1点です。

それともう1つが、今、決算決算という話出ましたけれども、数字というのはやっぱり直近の数字というのは必ず出るわけですから、その直近の数字出たら、じゃ当初予算でやった事業効果とはちょっと違って来るぞと、もう少し考えなくちゃいけないと、あるいは、それこそそのままじゃ事業効果上げるためには別の事業をやらねえといけないかもしれないから補正予算必要だとか、そういったことで非常に数字がわかる事業というのは、非常にその都度その都度、事業の進展ぐあいとかというのが見えやすいですよ、見えると思います。だから、これに関しては特別会計というところとちょっとやり過ぎかなと思いますけれども、のようなイメージの出入りがわかるようにしていただいたらどうでしょうかということなんです。

歳入は目的基金のほうに積んでおいて、いかにも1億何ぼお金があるような感じに見えますけれども、じゃ例えば今回の場合は六千何百万だか新たに経費として出ていくわけですよ、一般会計から。さらには、本来横手市に入ってくるべき税収もどっかで出ていっていると。ですから非常に横手市をPRして応援してもらいたいという気持ちをお金であらわしていただきたいというPR事業をやっているわけですよ。それをもう少しわかりやすくしたらどうでしょうかというお話です。

ですから、さっき言った部長のこともそうですけれども、全体の事業として投資効果が、当初の目的とした投資効果がわかりやすい事業なので数字が出るんで、数字が出る事業は数字がわかるように、きのうの状態ではどうですかと言ったら、今、全部電算で出ますから、じゃ、きのうの電算でわかるわけですよ。そうしたら皆さん方の意識も変わるんじゃないでしょうか。そういうことを私は言っているわけです。市長、どうですか。

○齋藤光司 議長 市長。

○高橋大 市長 私どもの横手の産品、工芸品と違いまして季節性がございます。なので一般の上場企業のように四半期ベースでのディスクローズというようなことが、明確にその次の戦略にとっても、その四半期ごとに主力となる産品が季節性を持って違っているという部分もありますので、ただ議員おっしゃるとおり、今の事業の全体像を明確にするということは、今後、戦略を考える上では非常に大事だというふうには認識をします。また幸い、津々浦々から横手の産品を目掛けて注文という言い方、納税

というか、ご指名をいただくということで、その商品に対するニーズというものが潜在的にどのように隠れているのかとか、そういったことを把握するという意味でも非常に有益だというふうにも考えておりますし、また小ロットでの商品の提案ということもどれぐらい引き合いがあるのかどうなのかというものも図る上でも、非常に私は有益なんではないかなというふうにも考えております。

とにかく、いざ商品をつくってマーケットに出すからには、それなりのロットで本来であれば出さないといけないものを、小ロットでも実験的にどれぐらいの引き合いがニーズがあるのかという潜在的なものを図る上でも、いいデータがとれるというふうにも思っております。たとえこの収支がとんとんであったとしても、このふるさと納税というシステムは横手の商品をこれからどう売り出していくのか、どういう開発がヒットするのかということを図る上でも有益と感じております。議員おっしゃるとおり、そういった貴重なデータをこれから意欲的に開発しようとか生産しようという方々に広く知っていただくことによって、彼らの開発意識であるとか生産意識がまた変わるのであれば、これもまた有益なんだというふうにも思っています。

まだまだ、その細かい状況をしっかり発信しているのかということと足りていない部分もあると思いますので、そこら辺もしっかり数字を分析した上で、その情報を有益にこの地域の産業の発展のために活用できればというふうにも考えております。ありがとうございます。

○齋藤光司 議長 15番。

○15番(佐藤誠洋議員) 市長がその後のほうのお話を今十分丁寧にご説明していただきまして、そのとおりだと思います。お願いします。

私、ちょっとここで確認したいのは、今、私が提案申し上げたことが非常に有益であるというふうにおっしゃられたので、今ちょうど来年度予算の時期ですので、先ほど来言っているように特別会計というのは、ちょっとやっぱりやり過ぎかもしれませんし、できれば皆さん方で余り事務のほうで面倒くさくなくればというか、そのほうが戦略的にきちっと、それこそふるさと納税のこの事業を特別会計でやるんだという意識があるのであれば、私はそれはそれで大変有意義なことであると思いますけれども、市長には確認したいのは、ですからそういった私が言った歳入歳出のあたり、出入りのあたりをきちっとわかる資料をつくるようにするのかしないのか、それをしない限り、先ほど市長がおっしゃられた業者さんにいろいろなことデータも出ないわけですから、それをそうした趣旨がわかるような仕組みの会計にするのかどうか、その1点、確認させていただきたいと思います。

○齋藤光司 議長 市長。

○高橋大 市長 昨年度分につきましては、恐らくすぐそういうつくられるソフトができ上がっているわけではないでしょうけれども、数字をうまく合わせれば、すぐわかりやすいように見えるようにはできるんだというふうに思いますので、早速、手をかけたいというふうに思います。

○齋藤光司 議長 ほかに質疑ありますか。

8番。

○8番（寿松木孝議員） 関連ですけれども、今の質問と答弁と、何かいまいち私が考えているのかみ合っていないというふうに感じました。まず2つのことを分けて考える必要があると思うんです。先ほど出ている議論の中で、全体の市が受ける全国から受ける歳入と、それから市民の各個々の皆さんが他の自治体に寄附をするというその部分での出入りの分が、まず1つあるんです。そのほかに一番簡単なのは、もう1点考えなければいけないのは、横手市が受けているものに対して返礼品の経費はかかるわけですよ。その差し引きの中で今どれぐらいの手持ちとして資金が残るのかという収支が簡単に出ます。私はどうも市長の答弁とか部長の答弁聞いていると、全体のことをやろうとするから前年度分でなければいけないとか年度末でなければいけないという話になっていると思うんですけれども、そうではなくて、市民がほかの自治体にやる分はそれは年度末でも構わないでしょうけれども、市が今受けて、そしてかかっている経費が幾らあって、そしてどれぐらいの手持ちの資金として横手市が恩恵を受けているのか、それは簡単にできると思うんですよ。その部分がリアルタイムに出てくれば、先ほど市長が話した特産品の開発だとか、そういうものにどんどん特化できると思うんですけれども、そこをどうも一緒になっているような感じしますので、そこいら辺を分けてきちんとした対応をとれるのかどうか、その部分についてお聞きしたいと思います。

○齋藤光司 議長 まちづくり推進部長。

○高橋征徳 まちづくり推進部長 実際にはふるさと納税、毎月のように統計とってございます。さらにはどういった返礼品を発送しているのかといったところで毎月の統計も全てございますので、そういったデータにつきましては、それぞれの業者さんにはそれぞれの業者さんの部分については報告をしているというふうな形でありますけれども、全体的なところの部分について市としてしっかりと公表できているわけではございませんでしたので、今回の議会でのご議論を踏まえまして、なるべく毎月のようにふるさと納税の状況、どういった形で寄附金を受けているのか、あるいはどういった形で返礼品を発送しているのか、さらにはその差し引きがどうなっているのかといったものについては、毎月のようにしっかりと出せるように検討してまいります。

○齋藤光司 議長 8番。

○8番（寿松木孝議員） ぜひ、それをお願いしたいというように思います。そのことによってやはり生産者といいますか、その返礼品のほうに商品を出されている方々の励みだとか傾向だとか、そういうことがわかって、全体的な産業としての返礼品事業として成り立っていくんだろうなというふうに思いますので、ぜひその分はひとつよろしくお願ひしたいと。

そのローリングをする過程の部分についても、やはり結局データがないわけですから、我々も含めて。多分、個別の業者さんには、あなたの商品幾ら売れているとかという通知は出るかもしれないんですけども、全体的なデータの中でこういう傾向のものが例えば人気があるとか、そういうものというのは数値化すると非常にわかりやすいと思いますし、そういうのを専門にやっている方々もいらっしゃると思いますので、ぜひそういうまず努力をしていただきたいということがまず1つ。

それともう1つ、ちょっと疑問に思っていたんですけども、これ基金に積んでいるんですけども、要するに歳入で入ってくる。皆さんから寄附金をいただいた分を基金という形で積んでいらっしゃる。これっていうのは、何か将来的な見通しとして何かの事業に基金として持っているものを充当しようということで基金にしているんですか、それともそうではないという、ただ名目上わかりやすいように基金にしているということなんですか、そこいら辺について、いま一度教えていただけますか。

○齋藤光司 議長 総合政策部長。

○三浦淳 総合政策部長 将来的に基金といいますか、ふるさと納税の納税納めていただいた方の、寄附されていた方のどちらに希望するのかという、何に使ってほしいですかということの回答のある場合、ない場合、当然ございます。そういう中で基金につきましては将来的にこれだという形で積むという形ではなくて、年間を累計しまして、翌年度にそれぞれの寄附者の方の意向を踏まえながら充当していくと。その観点で基金に積み立てをしております。翌年度充当という考え方でございます。

○齋藤光司 議長 8番。

○8番(寿松木孝議員) そこについても議論はさまざまあると思うんですが、例えばその使い道を指定して、ふるさと納税を寄附されるというか納税される方いらっしゃいますよね。私はその名残りというか、何でそういうふうになったかという、最初は返礼品がないときに、納税してくれた方々が例えば自分の出身地域だとか教育だとかこういうものに使ってほしいということで始まったのがスタートだと思います、そのこと自体は。

大変言い方はぶしつけで申しわけないんですが、誤解を招く可能性もあるんで気をつけたいとは思いますが、その返礼品という形で対価を得ている中では、それをこれに使え、あれに使えということ自体は、本来余り好ましくないことなんですね。と私は思うんです。その返礼という形じゃない形で寄附されるのを、これを目的としてこういうものに使ってくれという寄附はわかるんですが、ある程度返礼の部分が入ってくると、それまで全部やってしまうとなかなか難しいだろうなど。

何でかという、今のこの会計の状況がそうなんです。入ってきたものは基金で別に積まれるんですけども、そこに対価として出してやるものは一般会計から出ているわけですよ。すると市民の税金がそこには投入されている。これは議論はさまざまあるでしょうけれども、等しく充当されている。でも使う側はそうやって規定されている。これではなかなかかみ合いが難しくなるんであろうなど、将来的にですね。今ぐらいの金額であればいいんですけども、これがどんどん増えていった場合、一般財源からどんどんお金が出ていって、使う目的が決められたものしか残っていないというふうになったときに、財政的に圧迫を受けるわけですよ、金額の大小は別としてね。だからその考え方自体、その戦略も含めたところをやはり練り直す時期なんだろうなというふうに思うんですけども、そのあたりはどのように考えていらっしゃいますか。

○齋藤光司 議長 まちづくり推進部長。

○高橋征徳 まちづくり推進部長 ふるさと納税の今回1億円ほどの寄附額をふやしていただけるものと

いうふうなことで補正をお願いしているわけでございますけれども、経費的には返礼品プラス業者への手数料ですとか、そういったものを含めまして6割ほどでございます。ですから4割につきましては、これは全く市の裁量で使えるお金というふうなことになるかと考えております。

その中で、寄附者がさまざまな福祉ですとか、あるいは教育ですとか、そういった部分に使っていただきたいというふうなことの部分については、その4割について市が使うというふうなことでございますので、決してこの4割が市民の税金で賄っているとか、あるいはふるさと納税の経費が市民の納税で賄っているといったことにはならないのではないかとというふうなことを考えているところでございます。

○齋藤光司 議長 8番。まとめてください。お願いします。

○8番(寿松木孝議員) まとめるもまとめないも、ちょっと勘違いし過ぎですよ。私が言っているのは4割は市の歳入に入ってくる。これはわかります。ただ、そこに余りひもをつけてしまうと、お返しする分は均等に市民が負担していて、確かに歳計が出た4割というのは、言い方はおかしいですけども市としてはプラスになることは間違いないんです。でも、それが余りひもつき過ぎていると非常に窮屈になってくるであろうと。金額が例えば10倍、20倍になったときに、そういうのがあったら、これはこれでおかしい話になってくるので、その戦略もきっちり持ったほうがいいですよという話をしているんです。

例えば極論ですけども、全て教育に使ってくださいという方々が、そんなことはないかもしれないですけども、もしそういう方々が物すごく多くて、そこにしか充当できない形になってしまったらおかしいものになってしまうんじゃないかという心配なんですね。だから全てこれに使ってくださいというのがだめとは言わないんですけども、もう少しそこいら辺を柔軟に考えていかないと大変なことになるであろう、目的税化してしまう可能性があるんですよ。だから非常に怖いというふうに思ってお話ししたんですけども、何かご理解いただけていなかったみたいですので、ぜひそのあたりはもう一度、今この場で答えることが難しいとすれば、それはそれで結構ですけども、後でも結構ですけども、もう一度、市の全体のふるさと納税としての戦略の中で多角的な議論がされるようお願いしたい。そのことでしか解決できないというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○齋藤光司 議長 総合政策部長。

○三浦淳 総合政策部長 私のほうの答弁で、若干訂正がございます。ふるさと納税寄附金につきましては、当該年度にご寄附をいただいたものにつきまして、その使途の需要、いろいろな需要、要望がございます。それらを取りまとめて当初予算の充当が翌々年度ということでございます。例えば29年度でございますと平成31年度に充当するという形で、当初予算に充当して予算提案し執行してまいりたいと、このような考えでございます。よろしくお願ひいたします。

○齋藤光司 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は先ほど設置されました一般会計予算特別委員会に付託いたします。

◎議案第110号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第26、議案第110号平成29年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○佐藤均 市民生活部長 ただいま議題となりました議案第110号平成29年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらん願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,562万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億9,580万円に定めようとするものです。

初めに、歳入についてご説明いたしますので、予算書の8ページをお開き願います。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料現年度分に3,429万6,000円を、同じく2目普通徴収保険料現年度分に1,955万1,000円を計上しております。これは本年7月の保険料本算定時の調定実績と来年3月までの推計額によるものです。

なお、今年度の当初予算につきましては広域連合の保険料試算をもとに計上いたしておりますが、保険料軽減特例措置の見直しについては確定しておりませんでしたので、その内容を反映していないものとなっております。

続きまして、4款1項1目繰越金に177万3,000円を計上しております。これは毎年度4月1日から5月31日までの出納整理期間中の収入金を繰越金とすることによるものです。内訳は保険料が176万4,600円、延滞金が1,500円、督促手数料が7,800円となっております。

次に、歳出についてご説明いたしますので、9ページをごらん願います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金に5,561万3,000円を計上しております。これは歳入でご説明いたしました後期高齢者医療保険料及び出納整理期間中における保険料並びに延滞金を後期高齢者医療広域連合へ支出するものです。

3款諸支出金、2項1目一般会計繰出金に7,000円を計上しております。これは歳入でご説明いたしました督促手数料の繰越金分7,800円を一般会計へ繰り出しするための予算となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第111号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第27、議案第111号平成29年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○佐藤亮 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第111号平成29年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,997万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ120億9,350万円に定めようとするものでございます。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、9ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費1,837万2,000円の増額でございます。これは主に第7期計画、来年度から始まる介護保険事業計画でございますけれども、これの介護保険事業に係るシステム改修費、システム改修の委託料1,773万6,000円が主なものでございます。

この委託料を除く1款総務費及び4款地域支援事業費の補正は、人件費及び社会保険料の決算見込みに合わせた増減でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので、8ページへお戻り願いたいと思います。

8款繰越金、1項一般会計繰入金、4目その他の一般会計繰入金の1,997万4,000円でございますが、当会計の補正の財源として一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第112号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第28、議案第112号平成29年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○佐藤亮 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第112号平成29年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ684万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億5,915

万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、市営介護サービス事業所における職員の人件費の増額及び減額、介護予防支援事業費における要支援者のケアプラン作成に伴う委託料の増額となっております。

初めに、歳出のほうをご説明申し上げますので、9ページをごらんいただきたいと思っております。

1款1項1目一般管理費の人件費におきまして20万4,000円。この増額でございますが、白寿園、老健おおもり、指定通所介護事業所森の家における人件費による決算見込みでございます。

続きまして、2款1項1目介護予防支援事業費108万4,000円の増額の内訳ですが、報酬における55万4,000円の減額はケアプランを作成する非常勤職員が退職したことによるものでございます。また委託料における116万5,000円の増減でございますが、要支援1、要支援2のケアプラン作成数が当初より増える見込みとなったことによるものの委託という形になるものでございます。

2款2項1目短期入所生活介護事業費の人件費では、白寿園分における30万7,000円の減額及び予算書10ページをお願いいたします。

2款2項2目通所リハビリテーション事業費の人件費、これ老健おおもり分でございます。これが10万1,000円の減額。

2款2項4目通所介護事業費の人件費、森の家の分で1万円の増額。

2款3項1目施設介護サービス事業費の人件費、白寿園と老健おおもりにおける57名分の773万6,000円の減額というふうな人件費調整になってございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、8ページをお願いいたします。

1款1項1目介護予防支援サービス費収入におきまして108万4,000円を増額してございます。先ほど歳出でご説明申し上げました介護予防支援サービス費の委託料の補正に伴うものでございまして、要支援1、要支援2のケアプラン作成料の増加によるもので、秋田県国民健康保険団体連合会からの介護給付費と増えるという見込みになるものでございます。また人件費の歳出補正に伴い、4款1項1目一般会計繰入金において白寿園は1,166万4,000円の減額、老健おおもりにつきましては450万5,000円を増額、指定通所介護事業所につきましては77万1,000円を減額してございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第113号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第29、議案第113号平成29年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○佐藤亮 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第113号平成29年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,260万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億250万円に改めようとするものでございます。

歳出のほうからご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費でございます。1,260万円を減額してございます。これは職員の人件費の決算見込みによるものでございまして、説明欄にあるとおりでございます。

歳入でございます。

8ページをお願いいたします。

4款1項1目一般会計繰入金を1,260万円減額し、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第114号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第30、議案第114号平成29年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。商工観光部長。

○小田嶋利宏 商工観光部長 ただいま議題となりました議案第114号平成29年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,427万3,000円としようとするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、9ページをお開き願います。

このたびの補正は、いずれも決算見込みによる人件費の補正でございます。

1款施設経営費、1項施設経営費では、雄川荘など5つの施設の経費としまして合計で117万3,000円を するものでございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げますので、8ページをお開き願います。

4款繰越金、1項1目繰越金に117万3,000円を計上し、歳入歳出の均衡を図ろうとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第115号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第31、議案第115号平成29年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○小原信美 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第115号平成29年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらん願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ74万6,000円を追加し、総額を4億5,724万6,000円に改めようとするものでございます。

初めに、歳出についてご説明申し上げますので、9ページをごらん願います。

1款1項1目一般管理費に74万6,000円を追加しております。これは減員、減給の支出見込みにより職員人件費を増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、8ページをごらん願います。

6款1項1目繰越金に74万6,000円を追加して収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第116号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第32、議案第116号平成29年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○小原信美 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第116号平成29年度横手市浄化槽市町村整備

推進事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらん願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ28万8,000円を追加し、総額を5,638万8,000円に改めようとするものでございます。

初めに、歳出についてご説明申し上げますので、9ページをごらん願います。

1款1項1目一般管理費に28万8,000円を追加しております。これは減員、減給の支出見込みにより職員人件費を増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、8ページをごらん願います。

4款1項1目繰越金に28万8,000円を追加して収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第117号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第33、議案第117号平成29年度横手市病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。横手病院事務局長。

○浮嶋優子 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました議案第117号平成29年度横手市病院事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書1ページをお開き願います。

第2条は、資本的収入の予定額を補正するもので、第2款市立大森病院の資本的収入、第3項国・県補助金において54万9,000円を増額するものです。また資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億3,113万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

それでは、内容をご説明いたしますので、補正予算書4ページをお開き願います。

平成29年度横手市病院事業会計補正予算（第3号）、実施計画。

下段の資本的収入及び支出。収入の中で第2款市立大森病院資本的収入、3項1目国・県補助金に54万9,000円を増額しております。これは病院施設において日帰りリハビリを提供するサービスの中で使用する機器の購入及び施設整備に対する秋田県在宅医療推進支援事業費補助金の分となっております。

続いて、同ページ上段にあります収益的収入及び支出についてご説明いたします。これは両病院での医業費用において各項目の組み替えを行うものです。

第1款市立横手病院では、1目給与費において990万円を減額しております。これは看護師給与費の

実績見込みによる減額となっております。

3目経費においては160万を増額しております。これは当院での分娩件数が増加していることに伴う産科医療補助制度における保険料の増額分となっております。

5目資産減耗費では、今年度更新いたしましたCT、マンモグラフィーの除却費用として830万円を増額しております。

次に、第2款市立大森病院では、1目給与費において600万円を減額しております。これは非常勤看護師給与費の実績見込みによる減額であります。また3目経費においては燃料費を300万円、6目研究研修費では300万円を、それぞれの実績見込みにより増額を行うものです。

恐れ入ります。2ページにお戻りください。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を市立横手病院は29億6,162万1,000円に、市立大森病院は15億3,667万5,000円に改めるものです。

第4条は、棚卸し資産の購入限度額を18億1,849万3,000円に改めるものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第118号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第34、議案第118号平成29年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○小原信美 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第118号平成29年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらん願います。

第2条では、収益的収入の予定額の補正でございます。水道事業収益では総額に593万4,000円を追加し、収入総額を20億1,773万4,000円に改めようとするものでございます。

第1項営業収益から200万円を減額しておりますが、これは建設部が実施する橋梁長寿命化事業に伴う水道管撤去などの費用が予定を下回ったことにより、一般会計からの負担金を減額するものでございます。

第2項営業外収益に793万4,000円を追加しておりますが、基準内繰り入れの精査により一般会計からの補助金を追加するものでございます。

2ページをごらんください。

第3条では、資本的収入及び支出の予定額の補正でございます。

収入の第1款資本的収入では、総額から56万5,000円を減額し、収入総額を9億9,153万5,000円に改めようとするものでございます。

第1項企業債に50万円、第3項国庫補助金に47万8,000円をそれぞれ追加しておりますが、成瀬ダム建設事業負担金の額の確定に伴い、その財源を補正するものでございます。また2項出資金から154万3,000円を減額しておりますが、基準内繰り入れの精査により一般会計からの出資金を減額するものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出では総額に143万6,000円を追加し、支出総額を19億2,213万6,000円に改めようとするものでございます。

第1項建設改良費に143万6,000円を追加しておりますが、成瀬ダム建設事業負担金の額の確定によるものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額9億3,060万1,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金を8億5,658万7,000円に改め、不足分を補填するものでございます。

それでは、3ページをごらんください。

第4条では、企業債の限度額を5億20万円から5億70万円に改めようとするものでございます。

第5条では、一般会計からの補助金を4,852万1,000円から5,645万5,000円に改めようとするものでございます。

なお、詳細につきましては5ページ以降の補正予算に関する説明書に記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第119号の上程、説明、質疑、委員会付託

○齋藤光司 議長 日程第35、議案第119号平成29年度横手市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○小原信美 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第119号平成29年度横手市下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらん願います。

第2条では、収益的支出の予定額の補正でございます。

支出の第1款下水道事業費用では総額に101万1,000円を追加し、支出総額を17億3,291万1,000円に改めようとするものでございます。

第1項営業費用で101万1,000円を追加しております。これは減員、減給の支出見込みにより職員人件費を増額するものでございます。

第3条では、議会の議決を経なければ利用することのできない経費として、職員給与費を1億827万3,000円から1億928万4,000円に改めようとするものでございます。

なお、詳細につきましては3ページ以降の補正予算に関する説明書に記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○齋藤光司 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

◎休会について

○齋藤光司 議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りいたします。

明11月29日から12月3日までの5日間は休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤光司 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明11月29日から12月3日までの5日間は休会することに決定しました。

12月4日は午前10時から本会議を開きます。

◎散会の宣告

○齋藤光司 議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時38分 散会